

令和3年4月から人間ドック・脳ドックの 受検助成内容が変わります

次の変更点に注意して利用してください。

1 助成対象

年度中において30歳以上の組合員及び被扶養者

2 検査期日

令和3年4月15日から令和4年2月末日まで

※人間ドック受検の際、富田川衛生施設組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合及び新宮周辺広域市町村圏事務組合の組合員については、4月15日から翌年1月末日までとなります。

3 検査項目

脳ドックの検査内容については、脳に係る検査(MRI・MRA等)のみで実施します。

4 受検手続

令和3年度より組合員の定期健康診断部分に係る費用を各所属所が負担することとなるため、人間ドック受検の際には、あらかじめ共済事務担当課に受検希望を申し出てから契約検査機関と検査日程等を定め、検査日前2週間以上2か月以内に所属所長の同意を付した「受検助成申込書」を共済組合に提出してください。